

美浜町病後児保育室
すこやかルームご利用のご案内



美浜町大字河和字北田面 106
保健センター 2階

令和2年12月

美浜町病後児保育室のご案内（利用者用）

病後児保育とは

病気の※回復期で、集団生活が困難な期間に保護者の就労等の都合により家庭で保育ができない児童を一時的にお預かりし、保育を行います。

※ 回復期：医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団生活が困難な状態

●対象児童

- ◇町内に住所があること
- ◇保育所・幼稚園に通園している乳幼児、又は小学校に通学している低学年の児童（生後10か月から小学3年生まで）
- ◇病気の回復期であり、病後児保育の利用が可能と医師が認める児童
- ◇保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難である児童

●開設日時

月曜日～金曜日の午前8時から午後6時（予約制）

※祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

●利用定員

1日あたり3人 ※連続して利用する場合は5日間まで（土日を除く）

●利用料金

- ◇1人1回利用につき、
8時間まで2,000円、9時間まで2,200円、10時間まで2,400円
- ◇生活保護世帯、住民税非課税世帯は減免（無料）

●対象となる病気

- ◇風邪、消化不良等、児童が日常かかる病気
- ◇風疹等伝染性の疾患で、かかりつけの医師が感染の心配はないが保育所等の集団生活は困難と判断した場合
- ◇喘息等の慢性疾患
- ◇熱傷等外傷性の疾患

●対象とならない場合

- ◇38度以上の発熱
- ◇嘔吐、下痢の症状がひどく脱水症状がある。(ぐったりして水分や食事がとれない)
- ◇頭痛、腹痛、耳通など身体の痛みが強い。
- ◇咳がひどく呼吸困難である。
- ◇伝染性疾患で他児に感染の可能性がある場合
- ◇かかりつけ医での受診時と比べ症状が悪化している等、病後児保育室が受け入れ困難と判断した場合

●新型コロナウイルス感染症拡大予防について

- ◇感染を疑う病状のある児童（本人、又は家族に感染者・濃厚接触者がいる場合）は、利用できません。
- ◇施設利用者や施設職員の感染が判明した場合は、施設を一定期間閉鎖します。

食事・おやつ

- ◇昼食とおやつ2回分を持参してください。(冷凍母乳のお預かりはできません。)
- ◇水分補給を随時行うため、水筒等を持参してください。

お薬の内服

- ◇医師からの処方があり、与薬の必要な場合は、お薬、薬剤情報提供書又はお薬手帳を持参してください。
- ◇病後児保育室での与薬は、医師から処方されたお薬のみとし、市販薬等は預かることができません。

その他

●保育中の緊急対応について

- ◇児童の症状が悪化した場合は、直ちに保護者（緊急連絡先）に連絡をさせていただきます。至急保護者のお迎えをお願いします。
- ◇児童の症状が悪化し、緊急性が高いと判断した場合は、知多厚生病院外来を受診します。その際は、診療費が別途必要となり、受診や緊急検査は事後承諾となる場合がありますのでご了承ください。

●感染症について

- ◇伝染性疾患で他児に感染の可能性がある場合は病後児保育室の利用はできません。
- ◇感染症対策のため、保護者の方は施設に入る前は必ず、うがい、手洗い、マスクの着用をお願いいたします。

●予防接種について

- ◇利用時、予防接種の進捗状況を確認するため、母子手帳を持参してください。
- ◇接種状況や利用時の状況を考慮し、利用をお断りさせていただく場合があります。
- ◇2歳以上で麻疹ワクチン（麻疹・風疹ワクチン）の接種が済んでいない場合は、感染リスクを考慮し、利用をお断りさせていただきます。

●災害時について

- ◇地震・津波などの災害発生時は、美浜町役場を避難場所とします。
- ◇暴風警報等が発令された場合は、美浜町の公共施設に準じて保育を中止します。

●注意事項

- ◇病後児保育室では治療行為は行いません。
- ◇回復期ではあるものの、様々な症状の児童が病後児保育室を利用します。感染の予防には細心の注意を払って看護・保育を行いますが、完全に感染が防げるものではありませんのでご了承ください。
- ◇症状の悪化など、本病後児保育室の責に帰すことができない場合は、補償の対象外となります。
- ◇病後児保育室の利用予約、キャンセルは、必ず前日の午後3時までにご連絡ください。
- ◇無断で利用をキャンセルされた場合には利用料金をお支払いいただきます。

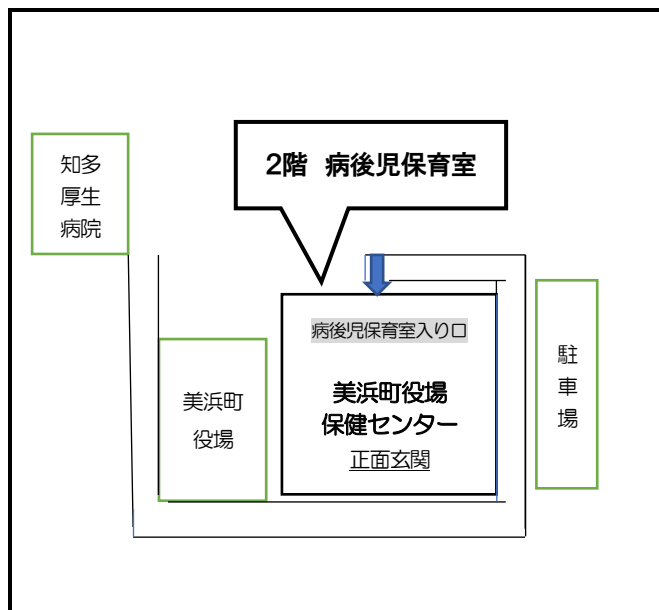
病後児保育室

美浜町病後児保育室「すこやかルーム」

所在地：美浜町大字河和字北田面 106 保健センター 2階

電話：0569-82-1111

健康・子育て課 病後児保育担当



利用手続き

1. 事前に「病後児保育登録申込書」を提出し（初回のみ）、登録をする。
提出先：美浜町健康・子育て課、町内保育所（通所保育所）



2. 町内のかかりつけ医を受診し、「病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書」により医師から利用可能である診断を受けてください。

- ◇「病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書」を受けた日の翌日から3日以内に利用を開始してください。
- ◇「病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書」を医師に記入してもらう場合、診療報酬として、診療情報提供料(I)を算定できる場合があります。文書作成にかかる費用について、医師にご相談ください。
- ◇町外のかかりつけ医を受診する場合は、「病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書」の記入が可能であるかを事前に確認してください。
- ◇受診前に、病後児保育室に予約の空き状況を確認しておくと呼予約がスムーズです。



3. 病後児保育室の利用希望日の前日、午後3時までに電話等で予約をする。



4. 病後児保育室利用当日、「病後児保育利用申込書」と「病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書」、同意書その他必要書類を添えて病後児保育室にお申し込みください。朝、15分程打合せを行います。

- ◇与薬が必要な場合は「与薬依頼書」に保護者が記入し、持参してください。



5. 入室・保育室利用開始



6. お迎え・利用料金のお支払い

- ※ 必要書類は、美浜町保健センター（健康・子育て課）、町内保育所にあります。美浜町ホームページからもダウンロードできます。

利用当日の持ち物確認表

<書類>

- 病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書
- 病後児保育利用申込書
- 同意書
- 与薬依頼書、薬剤情報提供書、お薬手帳（お薬が必要な方のみ）
- 健康保険証、子ども医療費受給者証
- 母子健康手帳
- 印鑑

<保育用品>

- 昼食（粉ミルク又は離乳食を含む）
- おやつ2回分（午前、午後）
- 飲み物（お茶、ベビー飲料水）
- 食器、箸、スプーン等（必要に応じてお子さんの使いやすいもの）
- 薬（必要な方のみ）
- 着替え 上下、下着各2組以上
- ビニール袋3枚（汚れたものを入れる）
- 手拭きタオル1枚→2枚
- バスタオル2枚

<年齢などにより必要とするもの>

- 哺乳瓶
- 紙オムツ（10枚程度）、おしり拭き
- 昼食、おやつ時のエプロン、おしぼり3組
- 歯ブラシ、コップ

<注意事項>

- ・持ち物にはすべて名前を記入してください。
- ・昼食、おやつ、紙オムツ等のごみは、持ち帰っていただきます。
- ・汚物は、原則洗濯することができません。
- ・症状によっては、表記以外に必要となるものがあります。利用予約時にご確認ください。

美浜町病後児保育室での生活

<保育内容>

お子さんの体調に合わせて、ゆったりと1日を過ごします。
 医師の指示のもと、それぞれのお子さんの安静度に合わせて遊びや安静、又は、睡眠など、
 体調に合わせた保育を行います。

<1日の流れ>

時間	内容	看護・保育上配慮すること
8:00	○入室・検温・視診 （看護師による病状確認） ○あそび	○医師の指示のもと、それぞれの安静度に合わせて遊びや安静、又は睡眠など体調に合わせた保育を行います。
9:30	○おやつ ○あそび	○水分補給はこまめに行います。 （食事がとれない状況も考えられるので、年齢に関係なくおやつを食べます。）
11:30	○食事 ○与薬（必要な場合のみ） ○午睡	○無理をせず、体調に合わせて楽しい雰囲気の中でお弁当を食べます。 ○与薬依頼書に基づき、薬を飲ませます。 ○睡眠中もお子さんの側につき添い異常の有無を確認します。 ○身体をゆっくり休められるよう、お子さんが目覚めるまで十分な睡眠時間をとります。
14:30	○検温	○午睡から目覚めた後に検温を行います。
15:00	○おやつ ○あそび	○食事があまりとれなかったお子さんもいますので状況に合わせて楽しくおやつを食べます。
17:00	○検温	○お迎え時間の前に検温を行います。 （18:00 までのお子さんはこの時間に検温を行います。）
18:00	○病状説明・退室	○病状と1日の様子を伝えます。